

(株)津松菱 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第1回）

1. 方針 当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性が個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間 平成29年3月1日～平成34年2月28日 5年間

3. 当社の課題

従業員に占める女性割合は高いものの、管理職（部長級以上）の女性割合については改善の余地はある。

4. 目標と取組内容

目標1：管理職（部長職以上）に占める女性割合を20%以上にする。

<対策>

平成29年3月から 社内の意識改革を図るため、固定的な性別役割分担意識の是正や、女性のキャリアアップ支援のための情報提供及び研修を継続的に実施する（1年に一度の研修・セミナーの実施。随時、資料を配布）。

平成29年3月から 管理職登用において女性が満たしにくい条件がないかについて把握し、必要に応じて解決策について検討を行い、実行する。

平成29年3月から 中堅の女性社員に管理職に必要なスキル習得を目的とした研修・セミナーへ参加させるほか、配置転換を検討のうえ実施する。

目標2：これまで女性が少ない職域・業務に女性を積極的に配置する。

<対策>

平成29年3月から 社内ヒアリング等により、これまで女性が少ない職域・業務に女性を配置する上での課題について把握し、解決策について検討を行う。

女性が初めて配置される部署に対し、孤立を防ぐために女性従業員を複数配置する。